

令和3年 3月 1日 開会

令和3年 3月 22日 閉会

(定例第1回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第6号

令和3年第1回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月16日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和3年3月1日 午前9時00分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 長谷川 康 弘 | 山 路 有 |
| 橋 井 満 義 | 三 島 尋 子 |
| 松 本 二三子 | 河 中 博 子 |
| 前 田 昇 | 松 田 悦 郎 |
| 加 藤 修 | 井 藤 稔 |

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

令和3年3月1日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和3年3月1日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 2号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第 3号 行財政調査特別委員会の調査について
- 日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 報告第 5号 日吉津村地方創生総合戦略について
- 日程第 10 議案第 2号 日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例について
- 日程第 11 議案第 3号 日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例について
- 日程第 12 議案第 4号 日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正について
- 日程第 13 議案第 5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 6号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 7号 日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第 8号 日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第 9号 日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例について

- 日程第 18 議案第 10 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について
- 日程第 19 議案第 11 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 20 議案第 12 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 21 議案第 13 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 22 議案第 14 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 15 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 16 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 17 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第 26 議案第 18 号 日吉津村総合計画を定めることについて
- 日程第 27 議案第 19 号 日吉津村教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針説明
- 日程第 5 報告第 1 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 2 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第 3 号 行財政調査特別委員会の調査について
- 日程第 8 報告第 4 号 専決処分の報告について（日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 報告第 5 号 日吉津村地方創生総合戦略について
- 日程第 10 議案第 2 号 日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例について
- 日程第 11 議案第 3 号 日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例について
- 日程第 12 議案第 4 号 日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正について
- 日程第 13 議案第 5 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について

- 日程第 14 議案第 6 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 7 号 日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第 8 号 日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 17 議案第 9 号 日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例について
- 日程第 18 議案第 10 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について
- 日程第 19 議案第 11 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 20 議案第 12 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 21 議案第 13 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 22 議案第 14 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 15 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 16 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 17 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第 26 議案第 18 号 日吉津村総合計画を定めることについて
- 日程第 27 議案第 19 号 日吉津村教育委員会委員の任命について

出席議員（10 名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1 番 長谷川 康 弘 | 2 番 山 路 有 |
| 3 番 橋 井 満 義 | 4 番 三 島 尋 子 |
| 5 番 松 本 二三子 | 6 番 河 中 博 子 |
| 7 番 前 田 昇 | 8 番 松 田 悦 郎 |
| 9 番 加 藤 修 | 10 番 井 藤 稔 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 高 田 直 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 小 原 義 人 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育課長 横 田 威 開
会計管理者 西 珠 生

午前9時00分 開会

○議長（井藤 稔君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回日吉津村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井藤 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、議席番号5番松本二三子議員、6番河の中博子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり本日から 3 月 22 日までの 22 日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 22 日までの 22 日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

陳情の処理経過及び結果の報告、12 月定例会において、不採択となりました全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改正に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情につきましては、12 月 18 日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

行事報告、12 月定例会から本日までお手元に配布のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 村長施政方針説明

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、村長の施政方針説明を行います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 皆さんおはようございます。本日、ここに令和 3 年度一般会計当初予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするにあたり、村政に対する施政方針と予算に関する総括的なご説明を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、冒頭に、新型コロナウイルス関連でご報告申し上げます。昨年度末から流行している新

型コロナウイルスの蔓延により、消毒や換気の徹底、ソーシャルディスタンスの確保など新たな生活様式の定着や、緊急事態宣言による観光や飲食をはじめとする経済活動の停滞、各種イベントの自粛が相次ぐなどわたしたちの生活は一変しました。

先月14日に、新型コロナワクチンが国の承認を受け、接種順位に応じてワクチンの優先接種が始まっております。日吉津村においても、国の示すスケジュールに合わせて、4月以降に65歳以上の方からの接種を開始できるよう、現在、接種方法や接種会場、医療人材の確保、村民の皆様への周知等、接種に向けた体制の整備を図っているところでございます。これは、国を挙げての一大プロジェクトとなってまいります。今後、最新の情報を随時、丁寧にご説明差し上げながら準備を進めて参りたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策をとるようになり約1年が経過しました。小学校においても、感染拡大防止のために多くのイベントが延期、中止、縮小を余儀なくされてまいりましたが、修学旅行・運動会・セカンドスクール、きらきらフェスティバルなど感染防止対策を十分に行い、実施方法を工夫しながら学校行事を実施して参りました。

同様に、ヴィレステひえづ5周年記念イベント、ふれあいフェスタ、日吉津村音楽祭、日吉津村成人式等も規模を縮小したり、人数を制限したりするなど、開催できる方法を計画し実行して参りました。さまざまなイベントにご参加いただいた皆様からは、感謝の声が多く聞かれ、実行委員会をはじめとする準備・運営に関わっていただきました関係者の皆様のお陰であったことを厚く御礼申し上げます。

また、この3月19日から予定しておりましたオーストラリアへの派遣交流事業については、やむなくオーストラリアへの派遣は断念したものの、その代わりとして県内施設を利用したイングリッシュ・キャンプを実施する予定です。このキャンプで、参加する中学生が英語を使ったコミュニケーションを体験することで、自分の気持ちや考えを表現する力がさらに高まるものと期待をしております。

日吉津村では、スポーツ推進支援事業により、全国大会等に出場した選手等を支援しておりますが、各種スポーツにおいても、競技機会が大幅に減少いたしました。そういった中ではございますが、バドミントン、トライアスロン、サッカーにおいて4名の選手が全国大会に出場しました。代表になった皆さんの活躍を励みに、村民総スポーツの推進をさらに進めて参ります。

また、昨年は中止となりましたチューリップマラソンについて、今年は、参加者を村在住の方

に限定し、十分な新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、4月11日曜日に開催される予定です。参加受付は当日のみとし、ヴィレステひえづで行います。体力づくり健康づくりの一環としてぜひ、ご参加下さい。

今後の行事やイベントにおきましても、開催時の状況を勘案して、開催の是非や、開催方法等について検討することとなります。村民の皆様にも、ご迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いするとともに、引き続き手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止にご協力をいただきますよう、お願いいたします。

第7次の日吉津村総合計画につきましても、これまでの行政に対するご意見や、幅広い皆様からの将来に向けての貴重なご意見を多数いただきました村民アンケートの分析結果、これまでの取組みの成果や課題の振り返り結果などを基に素案を作成し、村民の皆様で構成する村づくり委員会、村づくり講座での住民説明会、総合計画審議会、パブリックコメントなどによりいただいた、村民の皆様のご意見を可能な限り反映し、計画案を策定いたしました。

いまわたしたちは、頻発する大きな自然災害、新型コロナウイルス感染症、デジタル社会の本格的な到来など、これまで経験したことのない状況に直面しています。

そうした中、先人たちから引き継がれた豊かな日吉津村の環境を守り、温かい人と人とのつながり、顔の見える関係性を活かしながら、誰もが安全・安心で心身ともに豊かな生活を送れるよう、村民一人ひとりの知恵と力を最大限に活かし、持続可能で活力にあふれ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう目指す村の姿を「みんなで創る元気な村 住み続けたい日吉津村」としました。また、この将来像の実現に向けて、すべての分野に共通する村づくりの基本的な考え方を基本理念として健康、協働、挑戦の3つを設けました。

今議会に基本構想及び基本計画を提案させていただき、ぜひともご承認をいただいたうえで、基本構想、基本計画の実現・実施に向け、個別の具体的事業等を定める実施計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

第7次の総合計画は、村民の皆様との協働で進める計画にしていきたいと考えております。今後、進捗管理をするなかにおいても、村民の皆様のご意見をうかがいながら、村民の皆様と共に実行する計画をめざしてまいります。

総合計画の基本計画においては、政策1として「豊かな心をはぐくむ むらづくり」としてまいります。

自治基本条例の基本原則でもあります人権尊重社会を実現するとともに、村民や子供たちの学

びや子育て支援の充実に取り組んでまいります。

子育て支援に関しましては、現在設計を進めております複合型子育て拠点施設整備、こちらにつきまして県が行う開発審査会の日程の関係で最終的な設計の完成が、令和3年5月中となる見込みでございます。工事費について令和3年度当初予算に計上させていただき、令和3年7月ごろから児童館、子育て支援センターの解体を行い、その後に新施設の建設、現保育所の解体、その後に駐車場等の整備を行い、令和4年度末の完成を見込んでおります。各施設の運営を継続しながらの事業実施となり、工事の期間中子育て支援センターはふれあい生活館に、児童館は農業者トレーニングセンターに場所を移転し、事業を実施いたします。利用者、関係者の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

本村におきましては、子育て世代包括支援センターすまいるはぐにおいて、日吉津版ネウボラを実施し、産前・産後サポート事業など妊娠期からの切れ目ない子育て支援を行っています。妊産婦が気軽に専門的かつ具体的な育児相談を受けることで安心して出産・育児のできるよう、助産師相談会を設けるなど体制を整えています。

また保健師と一緒に子育て支援センター体験をし、支援センターの周知・利用につなげ、保護者の育児不安の軽減や、地域の仲間づくりを推進しています。その他、産後健康診査費用・新生児聴覚検査費用・妊婦歯科健診費用の一部助成を行うなど、妊娠・出産包括支援事業の更なる充実に努めてまいります。

また、子育て支援の対象を広げる観点から、保育所等を利用しない1歳までの在宅育児世帯への経済的支援を行い、より子育てがしやすい環境整備に努めています。

保育につきましては、村内2カ所の小規模保育所と連携を図りながら村として一体的に、保育の充実に努めているところです。保育料については、令和元年10月から、幼児教育の負担軽減を図るため、3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用者負担額が無償化され、本村では独自の取り組みとして、保護者から実費徴収となる副食費についても村が全額負担をしております。また以前からの第3子無償化や、所得制限はあるものの第2子の無償化も実施しており、子育て世帯の負担軽減を継続し、子育てしやすい村づくりを更に推進してまいります。

現在、令和3年3月1日現在において小規模保育施設2カ所で30名、日吉津保育所で120名、合わせて150名の乳幼児を受け入れ、小規模保育施設と保育所を連携施設として園内外での活動や行事等での連携を深めているところです。また、今後も、地方創生総合戦略に掲げた「待機児童ゼロ」を継続し、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の質の向上などに努めるとともに

に、食育活動の一環として、給食に村内産の食材を使用した小学校との共通献立を盛り込むなど、小規模保育所も含め、子どもの「元気なからだづくり」も進めてまいります。

また、妊婦検診や未熟児養育医療、特定不妊治療など引き続き公費負担を実施し、安心して出産ができる環境を整えてまいりたいと考えております。予防接種についても、定期接種の拡充や任意接種の助成など育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、引き続き広報等による周知徹底をはかりながら予防接種の充実に努めてまいります。今後も国や県、関係機関との連携を図りながら子育て施策の充実化を図ってまいりたいと考えております。

次に教育の関係ですが、令和2年10月に小学校のネットワークの高速化に向けた整備を終え、12月には、1人1台端末整備が完了し、GIGAスクール構想の構築については、県内でも最速の環境整備を行いました。ICT支援員を小学校に配置し、その協力のもとで早速使用方法の学習のみならず教科の学習の中での活用も始まっております。

令和3年2月6日に開かれた日吉津村人権・同和研究会においても、6年生がタブレットパソコンのプレゼンテーションソフトで作成した資料をもとに、自分の意見を明確に発表する姿を見ることができました。今後、子どもたち一人ひとりが手にするパソコンから多くの情報を得て必要なものを選択し、自分の考えを整理してアウトプットする力を育てて参ります。それと同時に、個別に最適な学習の提供が推進され、学力のさらなる補充・定着が期待されます。

令和2年4月より新学習指導要領が完全実施されました。確かな学力の定着のために、小学校教員の授業力の一層の開発を学校の主体性を生かしながら進め、児童1人1人の能力を最大限引き出し、基礎的・基本的な学習内容を定着させることが大切であると考えております。これまで取り組んできた、教えて考えさせる授業をさらに推進するため、昨年度中止となった「OKセミナーinとっとり」を日吉津村で開催するなど、教科指導法の開発・促進・定着を図ってまいりたいと考えております。

日吉津村では、これまで子どもはみんなの宝物と捉え、「GUTS 日吉津っ子」を村民みんなで育てることを目指してきました。そして、日吉津村の地域力をさらに生かせるよう、令和2年度からコミュニティ・スクール事業を推進してきました。令和3年度に学校運営協議会を日吉津小学校に設置し、地域とともにある学校づくりに取り組むとともに、令和2年度に小学校内に開設した教育支援センターを、児童の居場所づくり、精神的な寄り添いの場として活用し、不登校・保健室登校児童の、学習環境への円滑な適応を図って参ります。なお、コミュニティ・スクールの取組については、3月14日にヴィレステホールで開催する生涯学習むらづくり推進大会・むらづ

くり講座において、報告・実践発表が行われます。この機会に、地域と学校相互の連携による学校づくりと地域づくりとはどういうものか一緒に考えていきましょう。

政策 2 は、「自然と調和する住みよい むらづくり」とし、日吉津村の自然や農村環境、良好な景観などの豊かな環境をしっかりと守りながら、土地利用計画に基づいた整備・開発・保全、公園など憩いの場の活用、生活インフラなど生活環境の整備を図り、安心安全で持続可能な、皆が暮らしやすい環境の整備を行ってまいります。

まず、村の土地利用計画に関しまして、国道 431 号沿道の樽屋北地区は、本村はもとより鳥取県内では初めてとなる大規模集客施設も立地可能な市街化調整区域の商業系地区計画として、令和元年 8 月に都市計画決定し、令和 2 年 6 月にケーズデンキが開店したところです。

また、国道 431 号北側の富吉地区においては、開発事業者が地権者とともに市街化調整区域の地区計画による商業開発の検討を行っている状況です。市街化調整区域の地区計画による商業開発に向けては、周辺の沿道環境、居住環境、営農環境との調和を図りながら、良好な市街地形成を図るために、区画道路を始めとする施設整備が必要であったり、関係各機関協議に期間を要したりするなど、克服すべき課題は多いものの、土地利用計画の実現を目指します。

令和 3 年度においては、7 の橋梁について、2 巡目の点検を行うほか、村道旧国道線の新川橋の修繕を行うこととしております。また、村道役場線と 2 号線の交差点改良につきましては、残りの用地の買収を行った後、秋以降に工事に着手する予定です。

本村は、市街地近郊に位置しながらも日野川や日本海などの豊かな自然に恵まれた環境にあります。日野川河川敷では、村民の交流や健康増進を図る施設として、引き続き河川敷グラウンド・水辺の楽校の適正な維持管理に努めてまいります。

また、海浜運動公園を中心とした海浜エリアのより一層の活性化を図っていききたいと考えております。まずは、利用者や村民の皆さまのご意見をお聞きしながら、村民の皆さまの憩いの場として、また、村内外からより多くの皆さまに喜んでお越しいただけるエリアとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

海岸部の松林につきましては、2 ブロックに分け望ましい維持管理作業の内容を定め、村民が自然の松林と触れ合う機会を提供しながら、地域住民で守り育てる意識の醸成を図ることを念頭に、松林の保安林機能及び良好な自然環境の維持、及び松くい虫による被害の軽減を図ってまいります。

次に公共下水道に関しましては、人口減少等に伴うサービス事業の減少や施設の老朽化に伴う

更新需要の増大など公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、将来にわたり必要なサービスを安定的に提供するためには中長期的な視線にたった計画的な経営基盤の強化と財政運営の向上に取り組む必要が高まっております。こうした状況を踏まえ、本村の公共下水道事業につきましては、令和2年度から地方公営企業法を一部適用し、独立した公営企業会計に移行したところですが、令和3年度におきましても引き続き資産及び経費を含む全体の経営状況を、比較可能な形で把握した上、将来に向けての経営の見直しをたてながら事業運営を行っていくこととしております。

なお、新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年度の下水道使用料について6パーセントの減免を維持しているところですが、現状を勘案し、令和3年度においても下水道使用料6パーセントの減免を継続することとして計画をしております。次防災対策について申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症流行下での発災を想定して、想定避難所設営訓練を実施し、避難所の設営から避難者の受入れまでの流れや受入れ人数などについて確認しました。

令和3年度は10月の村防災訓練に併せ、鳥取大学と鳥取県との共同事業として、福祉避難所の設営及び要配慮者の避難支援訓練を実施する予定としております。これは、全国的にも取組事例のないような訓練であり、訓練を通じて知識や経験を得るとともに、本村の福祉避難所運営マニュアルの検証も合わせて行う予定としております。

地域防災計画、国民保護計画及び各種計画の随時見直しを進めるとともに、訓練の結果を踏まえ関係機関や自治会・防災会等とも連携し、防災力を高めてまいります。

次に自体デジタル・トランスフォーメーションの推進について申し上げます。新しい日常に対応するため、デジタル社会の現実に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により、1人1人のニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会・誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されました。

併せて自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定され、今後、地方行政のデジタル化が加速化されることが予見されます。自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、システムの統一やマイナンバーカードの普及促進などに向け、工程表を作成し、計画的にデジタル化を進めることが自治体に求められています。

本村においても、書面・押印・対面の見直し等、行政手続のデジタル化・オンライン化について検討を進めているところでございます。

行政サービスについて、デジタル技術を活用して、村民の利便性を向上させることと併せて、

誰もが取り残されないデジタル社会の実現に向けて検討を進めてまいります。

マイナンバーカードにつきましては、本村にお住まいの方のうち、所有されている方の割合、交付率が32.6パーセント、これは前年同時期には13.5%でございましたが、32.6パーセントまで伸び、この率は、県内の市町村の上位に位置しています。

今月から健康保険証として利用できるようになり、最初は利用できる医療機関は少ないものの、国では令和5年3月までには、おおむね全ての医療機関と薬局で利用できることを目指して取り組みが進められております。

また、令和6年度末までには、運転免許証との一体化も検討されており、今後は必要不可欠なカードとなることを見込まれます。本村としても引き続き取得促進に取り組んでまいりたいと考えております。役場住民課にお越しいただければ、その場でカード交付の申請が行えますので、ぜひご利用下さい。

次にうなばら荘に関して申し上げます。うなばら荘は、西部広域の共同の老人休養ホームとして、昭和49年に設置され、以来47年間にわたりうなばら福祉事業団が運営を行ってきている施設でございます。

しかし、施設の老朽化による大規模改修をひかえることや、利用者の減少などの諸問題に対して、令和元年度当初から、設置者である西部広域行政管理組合において、あり方の検討が行われてきました。その中で、令和2年6月から9月にかけて施設の方向性を検討することを目的として、民間事業者のアイデアを聞き、対話を通して事業参入の有無などを把握するサウンディング型市場調査が実施されたところでございます。この調査には、新たな活用用途に関する提案が4事業者からあり、そうしたことも踏まえ、令和2年11月に組合議会であり方検討の素案について報告がされたところです。

組合議会後、本村議会にて説明をさせていただき、11月29日に村民の皆様への説明会を開催し、ご意見をお聞きしました。その後も引き続き、あり方検討の素案をもとに協議が進められ、令和3年2月22日の組合議会において、あり方検討の最終報告がされたところでございます。うなばら荘の施設の在り方については、大きな転換期を迎えることとなりますが、今後もうなばら荘が村民の皆様により親しまれる施設であるよう、西部広域とも協議をしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、政策3として、「健康でともに支え合う 活力あるむらづくり」とし、健康で誰もが安心して暮らせる村づくり、向こう三軒両どりの顔の見える関係を活かし、地域全体で支え合える

村づくりを目指すとともに、農業・商業・工業・観光などの産業振興を図り、活力のある村づくりを進めてまいります。

本村では、生活困窮者、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、子育てなど相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、子どもからお年寄りまでさまざまな福祉相談に対応できるよう、福祉保健課に福祉事務所、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター「すまいるはぐ」などを設置し、相談窓口の一体的な取り組みを行っているところです。また、ヴィレステひえづの健康相談健診センターには保健師を配置し、健康相談等にも対応しています。

また、誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたって活躍できる村づくりを進めいくため、地域での支え愛の取り組みについて、各自治会コミュニティを中心として社会福祉協議会や協議体と連携をしながら話し合いを重ね、工夫をして取り組みを進めておられます。お互いの良い部分を取り入れながら、日吉津村の顔の見える関係を活かした、支え愛の村づくりを進めてまいりたいと考えております。

生活困窮者相談支援に関しては、新型コロナの影響で本村においても家計不安を抱えた相談窓口への来所が例年に比べ大幅に増加しました。生活相談件数は、総合支援資金の貸し付けや就労支援等について16件、この内コロナに係るもの13件の相談があり、前年度9件に比べ増加をしております。今後も、相談者のニーズに合わせ、必要な社会保障制度につなげながら福祉事務所全体で連携しワンストップでの相談支援に努めてまいります。

また、ひとり親世帯のうち児童扶養手当受給世帯については、令和2年度当初は29世帯でしたが、現在では、8世帯増の37世帯となっております。今後も母子父子自立支援員が中心となり、個別の課題に対応した相談支援に努めてまいります。

この他にも、DVや児童虐待、また、高齢者や障がいのある方を取り巻く問題など、保健師や社会福祉士等を中心に、安心して相談できる体制強化に努め、地域福祉の中核としての役割を果たしてまいります。

次に高齢者支援に関しまして、後期高齢者医療保険については、引き続き、80歳までの被保険者で希望される方を対象に、医療機関での人間ドック事業を実施するとともに、重複頻回受診者に対し訪問指導を実施し、高齢者の健康増進に努めます。さらに、後期高齢者は複数の慢性的な病気に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといった、虚弱な状態、いわゆるフレイルになりやすい等、病気の予防と生活機能の維持の両面にわたるニーズを有しています。新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控え、更にフレイルが懸念される中、健康寿命の延伸や生活の

質の維持・向上を図るため、こうした高齢者の特性を踏まえた健康支援、相談を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

介護保険事業については、南部箕蚊屋広域連合において運営を行っているところですが、令和3年度から令和5年度を計画期間とした第8期介護保険事業計画に基づき各施策を展開してまいります。また、高齢者が地域で自分らしく暮らしていただくことを目指し、地域の多職種間の連携の強化や、地域の支え合い体制の構築など、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

障がい者支援につきましては、相談支援事業をはじめ、タクシーチケットの交付等村の独自事業も含め、障がい福祉サービスの充実を図っているところであります。また、障がい児支援については、放課後等デイサービスや児童発達支援の利用者が増えてきていることから、障がい児支援体制の更なる充実が必要と考えております。

令和3年度からは、第6期日吉津村障がい者福祉計画に基づき、障がいのある方が自らの意思決定に基づいてサービスや暮らし方が選択でき自分らしく生活できるよう、地域生活支援、自立支援等に向けた取り組みを進めるとともに、相談支援体制の充実に向け、各関係機関と連携しながら総合的な支援に努めてまいります。

国民健康保険については、鳥取県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営計画のもと、各自治体の安定的な財政運営や効率的な事業推進のため中心的な役割を担っています。本村は、保険給付や保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行ってまいります。

令和3年度の保険税率につきましては、国からの財政支援や激変緩和措置などで県への納付金が若干抑えられたことにより、据え置きを提案をさせていただきました。しかしながら一般会計からの法定外繰入は原則できないことや、本村の医療費水準は県内でも高い水準にあることなど、県への納付金は上昇していくことが予測され、激変緩和措置の終了後を見据えた保険税率改定の検討を引き続き行ってまいります。

国民健康保険の被保険者に対しては、頻回重複の受診を控える啓発や、ジェネリック医薬品の推奨など、医療費の適正化に努めてまいります。一方、新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関の受診控えにより重症化することのないよう、健診受診の啓発を行ってまいります。

また、令和元年度本村の特定健診の受診率は速報値で55.7パーセント、特定保健指導の実施率は51.6パーセントで、特定健診は設定目標とした60パーセントに至りませんでした。特定健診の受診率をみると県内市町村では過去4年連続第1位という結果を残しております。更なる受

診率向上にむけて、健診未受診者に対する電話や文書などによる受診勧奨に取り組むとともに、村民の皆さんが受診しやすい環境整備に努めてまいります。

保健事業については、健康寿命の延伸を目的として、データヘルス計画に基づいた健康ポイント事業や健康に関する普及啓発などを引き続き実施し、住民の生活習慣改善や健康意識の向上へ繋がるよう積極的に展開してまいります。

併せて身体機能低下防止を目的としたストレッチ編と働き盛り世代の食後の血糖値上昇を抑える効果をねらいとした体力向上編の2パターンのご当地体操を活用し、村民への浸透を図り、運動習慣作りに努めます。

また、まちの保健室も引き続き各自治会やヴィレステひえづにおいて開催し、健康的な生活習慣が実践できる場、心やからだの気になることを気軽に相談できる場などを提供してまいります。

次に自治会コミュニティ支援に関して申し上げます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防事業として、各自治会に感染症対策につながる備品や消耗品の購入に対する助成を行いました。予防対策を十分に図り、今後の自治会活動やコミュニティ活動につなげていただきたいと思いますと考えております。

村ではコミュニティ活動支援事業、コミュニティづくり支援事業の助成事業も設けております。また、コミュニティ支援職員による相談体制の充実や、国、県の支援制度の情報提供なども併せて行いながら、各自治会やコミュニティにおいて、顔の見える関係を生かして行われるさまざまな取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に移住定住の促進に関しまして、仕事、住まい、結婚を総合的にサポートする「移住定住総合相談窓口」を令和2年10月に総合政策課に開設いたしました。仕事のサポートでは、県立ハローワーク、ハローワーク米子と連携して、就業を支援してまいります。住まいのサポートでは、購入希望の方には、村内の土地、中古住宅売買物件の情報を提供して購入を支援します。また土地、建物の売却希望の方には、鳥取県宅地建物取引業協会に情報提供して売却を支援してまいります。結婚のサポートでは、鳥取県が開設した「とっとり出会いサポートセンター（えんトリ一）」と連携して、1対1の出会いを支援してまいります。

また、新に設ける結婚、子育て応援支援金や移住支援金の制度の周知も行いながら、関係機関とも連携し、移住定住の推進を図ってまいりたいと考えております。

農業に関しまして申し上げます。これまで農地の未来を語る会やアンケート等で農業者の皆さまの声をお聞きしてきた中で、村としての農業の考え方、方向性を示してほしいというものがあ

りました。この考え方や方向性を定めていくため、昨年度末に日吉津村農業未来会議を新たに設置いたしました。これからの日吉津村の農業がどうすれば持続可能でよりよくなっていくのか、日吉津村農業の将来ビジョンとして取りまとめ、具体的な取り組み等について検討してまいりたいと考えております。

日吉津村農業を持続可能なものとするため、認定農業者の育成確保とともに、多様な担い手への支援を同時に行っていく必要があると考えております。また、担い手への農地集積、集約、区画の拡大等を推進するとともに、中小規模農家に対し、どのようなバックアップが考えられるか、豊かな農地や環境を次世代につないでいくにはどのような取り組みをしていくべきか、などあわせて検討していきたいと考えております。

現在の農業委員の任期は、令和2年7月20日からスタートいたしました。引き続き農業委員会や農業者の皆様と一緒に、担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に向けた取り組みを進めてまいります。

また、日吉津村においては農地、農道、水路の維持管理に対して交付される、多面的機能支払について、16号用水路沿線関係者による、富吉地域資源保全会という組織が平成27年から活動開始され、令和2年度には約63ヘクタールに区域を拡大されております。今後も、活動範囲及び活動内容を拡大へと検討されておりますので、引き続き活動組織に対して必要な支援を行い、農業農村の持つ多面的機能の維持、発揮を後押ししていきたいと考えております。さまざまな関係機関と連携し、農家の皆さまとの合意形成を十分に図りながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、商工業、観光関係につきまして、商工会とも連携し、新型コロナ対策の支援を継続していくとともに、鳥取県西部9市町村と商工団体が共同で策定した「創業支援事業計画」に基づき、起業・創業など、新たなチャレンジを引き続き支援してまいります。また、大山山麓・日野川流域観光推進協議会等、近隣市町とも連携しながら、広域的な観光振興やサイクルツーリズムを切り口とした地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。

地方総合戦略につきまして、日吉津村の地方創生の推進につきましては、第1期日吉津村地方創生総合戦略を基本的に継続しつつ、必要な見直しを行い、日吉津村地方創生推進会議での意見集約を以て、令和3年2月に第2期戦略の策定を行いました。

第2期戦略では、「住んでみたい、住み続けたいむらづくり」「結婚・出産・子育てしやすいむらづくり」「働きつづけられるむらづくり」「魅力あふれるむらづくり」の4つを基本目標に定め

ました。今後については、日吉津村が目指す将来人口について、その達成に向け客観的な指標による目標を掲げ、選択と集中という考え方で施策にメリハリをつけて重点的に取り組むべき施策を戦略として事業実施を行います。

本村の魅力を生かした施策をより一層、充実・強化させるとともに、総合計画ともよく連携し、SDGs の理念や関係人口の創出といった新たな視点も取り入れながら、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組んでまいります。

特に、「住むなら日吉津！」を合言葉に、2060 年に本村の人口 3,600 人を維持するために、若い世代の移住定住施策の機能強化及び、村内外に本村の魅力を知ってもらえる仕掛けづくりを官民連携で取り組み、村の情報発信を重点的に行うこととしております。

行財政改革に関しましては、国の地方制度調査会で示された第 32 次地方制度調査会答申、2040 年頃から逆算し検算化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申で、想定される今後の人口減少、新型コロナウイルス感染症や大規模災害等のリスク、地方行政のデジタル化などの流れを踏まえ、将来においても安定した行財政運営を維持し、質の高い村民サービスを継続的に提供する必要があるため、さらなる村民サービス向上をめざして、未来に繋ぐ行財政基盤の確立を改革のテーマとした第 4 次プランの策定を進めております。

現在、庁内の推進本部と行財政検討委員会において、このプランの具体的内容であります実施計画の検討段階を検討を行っており、この実施計画において進捗管理を行い、進捗状況や社会経済環境の変化を踏まえ、実施項目の追加や取り組みの変更などの改善策を立案し、随時、計画へ反映させることで、改革の着実な推進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症への対策は引き続き行って行く必要があります。感染拡大防止、社会経済対策、円滑なワクチン接種など村民の皆様、関係者の皆様のご理解、ご協力もいただきながら、しっかりと対策を進めてまいりたいと考えております。

そして、自治基本条例に定められた、「住民主権」「人権の尊重」「情報の共有」「参画と協働」の基本原則を、しっかりと基礎に据えながら、村民の皆様と一緒に、「みんなで創る元気な村 住み続けたい日吉津村」づくりを進めてまいる所存でございますので、議会の皆様、村民の皆様におかれても、引き続き、格別のご理解とご協力を賜りますことをお願いし、施政方針とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で施政方針説明を終わります。

日程第 5 報告第 1 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 5、報告第 1 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（3 番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、日吉津村議会総務経済常任委員会調査報告をさせていただきます。本件につきましては、令和 2 年 12 月定例会において、総務経済常任委員会より閉会中の調査の申し出をしておりました調査事件についてでございます。

令和 3 年 3 月 1 日、報告第 1 号日吉津村議会議長井藤稔様、総務経済常任委員長橋井満義。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定によりご報告申し上げます。

本件につきましては、調査目的、本村の土地利用の現状と今後の課題について行ったものであります。調査日時は、令和 3 年 2 月 19 日金曜日午後 1 時 30 分より、議会委員会室で行っております。出席者、総務経済常任委員会 5 名、わたくし橋井、そして副委員長敬称略させていただきます。副委員長前田昇、委員三島尋子、長谷川康弘、井藤稔、計委員 5 名、そして総合政策課より福井真一課長、同じく松田健主任、以上 7 名にて行っております。同席しておりますのはほかに議会事務局長が同席をしております。

調査概要についてご報告をさせていただきます。調査概要については概ね 2 点について行っております。まず 1 点目、村内の市街化調整区域内で、都市計画法第 34 条第 11 号指定区域における建築状況の把握について行っております。それから 2 点目は、村内の空き家及び空き店舗等の現状の確認について行いました。これらについての考察を報告いたします。

まず 1 点目、この市街化調整区域内都市計法第 34 条第 11 号指定域ということで、これら指定された区域は既存集落、建築物が概ね 50 以上に連坦した区域のことを主に指しておるわけでありませう。それらの指定条件といたしましては、市街化区域から 1 キロ以内、そして建築基準法第 42 条に規定した道路接道、上下水道の給水及び接続可能な区域であること。そして農振の用地ではない等の条件を満たした区域の指定がなされておるところであります。いわゆる連単区域ということで認識をいただければよろしいというふうに思います。この指定区域につきましては、平成 21 年 10 月 1 日に施行されたものでありまして、村内の市街化調整区域内の建築条件が緩和されたものでございます。

この現在の状況は、既存集落の連坦に新居が建築されつつございます。これらの状況から今後の住宅地の利用と集落人口推移を想定して、対策を練っておかなくてはならないなというふうに考えるところでありました。そして新たな転居者との関係構築も重要な課題となっております。土地に関しても形状や面積その他の条件が一筋縄といいたく、一応ではないためにすぐに宅地状況になるということは、なかなか難しいという状況もあります。

これらのことから、地主はもとより土地を求める人に多様な情報発信につとめなくてはならないというふうに考えるところでもあります。なお、本年3月2日現在で29戸が建築完了又は現在建築中であります。そして土地交渉が進行中の物件もあると聞き及んでおります。本村におきまして当該指定区域、そして今吉土地区画整理区域、そして市街化区域とだれでも住宅建築が可能な地域ではありますが、将来的な住宅環境と人口構成に注視していかなくてはならないと考えたところでもあります。

そして2点目、空き家、空き店舗の実態でございますが、本年3月2日現在、空き家39戸、空き店舗4軒であります。空き家については高齢化に伴う要因が大半を占めておりまして、本村の問題だけではなく、今や全国的な社会問題となっております。これらについては、売却するにも全面道路が狭隘でありましたり、建物の除却や相続の問題と、多々の課題が残るところであります。この傾向につきましても、概ね既存集落の道路幅が狭い住宅密集地の中でありましたり、住宅開発がされた比較的土地面積が小さなもの、相続や権利関係に関するもの等がさまざまな障害があるものが多いなというふうに考察をいたしました。これらの解消につきましても、地権者、地主も含めてですが権利者と連携を密にし、今後は解消のために宅建業協会やホームページを通じた情報提供を進められることを望むところでもあります。

さらに今後は、これらの老朽化した物件の取り扱いについて、行政の対応の検討を図っておかれるべきかというふうに思います。さらに市街化調整区域内の物件について、売買等の制約があり、これらについては課題が残るところであるというふうに行政共々認識したところでもあります。それから空き店舗につきましても、皆様もご存じの承知のとおりと思いますが、既存の小規模事務所が2軒、そして現在国道431沿線の沿道サービス業の飲食店が2店舗、これは業態といたしまして概ねバイキング形式の店舗で、これらの店舗については今はやりの新型コロナウイルスの影響を受け閉店したものが主であります。

今後コロナの回復見込みと、景気回復に期待をすることはありますが、既存建物の用途や面積変更またこれらの閉店後の存置期間の制限ハードルは高く、異業種変更等については大変困

難であると認識をしております。すぐさまこれらを別の店舗や、業態の違う物には変更はできないということをご認識をいただきたいというふうに思います。これらの飲食店業態のものについては、入店を進めていかななくてはなりませんし、今後は行政ともども議会も一丸となって、この入店なり、新たな店舗経営者の方に経営を引き継いでいただけるように切に願うところであり、努力をしてまいらなくてはならないということで、会議を閉じたところでございます。

以上、総務経済常任委員会よりご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

ここで議長の方から連絡をさせていただきます。遅れましたけれども、壇上においてはマスクを取って発言していただいて結構ですので、そのようにしていただきたいと思います。ソーシャルディスタンスもしっかりとれておるとこのように判断をしておりますので、引き続き壇上で発言される方におきましては、マスクを外して発言をしてやっていただきたいと思います。

日程第 6 報告第 2 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 6、報告第 2 号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題としたいと思います。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○教育民生常任委員長（8 番 松田 悦郎君） 教育民生常任委員長の松田です。報告第 2 号、令和 3 年 3 月 1 日日吉津村議会議長井藤稔様、教育民生常任委員長松田悦郎。委員会調査報告書ということで、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

教育民生常任委員会調査報告として、日時は令和 3 年 2 月 16 日、14 時 30 分から行っております。出席者は敬称を略します。山路、加藤、河中、松本、松田、それから小原福祉保健課長、議会事務局長です。場所は議会委員会室であります。事件は閉会中の継続調査ということで、コロナ禍における福祉保健行政についてであります。まず、最初に小原福祉保健課長の方からコロナワクチン対応で大変忙しい中、コロナ禍における福祉保健行政について説明を受けたところであります。

昨年 1 月に新型コロナウイルスが発覚してから、役場の各課で多くのコロナウイルス対策関連事業を行っていますが、その中で村の中心的な事業の一つであるマスク配布事業がありました。

この配布事業は、村が備蓄していたマスクを75歳以上の方や、身体障害者手帳をお持ちの方などに対し、一人あたり3枚を配布したことをはじめ、村内医療関係、社会福祉施設や小規模保育所など多くの施設や団体に約2900枚を配布しました。そのほか住居確保給付金、子育て支援臨時給付金、一人親世帯臨時特別給付金、緊急小口融資など福祉保健課の18事業の詳細について説明を受けたところであります。

その後、議員全員で意見交換を行い、主な意見は次のとおりですが高齢者に対する接し方の困難さや、コロナワクチンに対する意見や質問が多く出されたところであります。まず、最初に高齢者の方や高齢者一人暮らしの方には見守りが大事であるし、そのためには住民同士の連携が大事であるので、福祉保健課や社協の協力もお願いしたい。次にフレイル予防や独居の方などに対し、福祉保健課における家庭訪問は大事であるので、コロナ感染が終息したら早急に考えていただきたい。

次にコロナワクチン接種で、明るい社会になればよいと思うし、スムーズに摂取ができるようにPRしてほしい。しかし、元気であるのに接種をしたがらない方が何割かおられることは理解に苦しむ。次にコロナ関係で自治会行事がほとんどできないので、地域の交流ができない。また、接種方法は村内、村外で分けるのではなく、かかりつけの病院でできるようにしてほしい。次にワクチン接種の方法等については、基礎疾患にどのようなものがあるかなど、丁寧な広報をお願いしたい。

まとめとして、世界や日本、村内で早急にコロナが納まり世界中の方の生活が速く元に戻ることをお願いいたします。以上報告を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

日程第7 報告第3号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、報告第3号行財政調査特別委員会の調査についてを議題いたします。行財政調査特別委員長の報告を求めます。

河中委員長。

○行財調査政特別委員長（河中 博子君） 報告第3号、令和3年3月1日、日吉津村議会議長井藤稔様、行財政調査特別委員長河中博子。委員会調査報告書、本委員会に付託されました調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

令和2年度行財政調査特別委員会調査報研究報告をいたします。議員10名で構成します行財政

調査特別委員会の令和2年度の活動は、コロナ禍による行動自粛のため県外視察をはじめ主だった活動はできませんでした。特別委員会設置当初は、日吉津村における人口問題と、国道431号沿道の開発による環境問題を調査研究することにしていましたが、昨年はコロナ禍の中で十分な取り組みはできませんでした。今後引き続き調査研究してまいります。

また、例年開催していましたが、コロナ感染症予防のため中止いたしました。しかし、村民の皆さまとのコミュニケーションの場として、初めての取り組みではありましたが、議会アンケートを実施いたしました。実施方法は11月1日配布の議会広報に折り込み、回収箱は各自治会公民館玄関先とヴィレステひえづに設置、11月21日土曜日に回収致しました。村民の皆さまのご協力に厚く感謝申し上げます。

アンケート回収の総数は60枚、11月1日現在の世帯数は1230世帯で、回収率は4.88パーセントでしたが、議会及び行政に対する具体的な要望等、自由記述意見を多くいただきました。一部ご紹介いたしますと、村の活性化に有効な提案を行政にしてほしい。50年、100年先に村の姿を思い浮かべ、田畑、墓地、教育、人口増、宅地などどうしていくか早急に議論してほしいなど、建設的な意見がみられました。また、うなばら荘や海浜運動公園の利用促進についても利害性のある提言がございました。

これにより普段から議会に対して意見を持っている。物申したい村民が多々数おられることを、このアンケートによって読み取ることができました。今後一層、村民の中に入って議会側、議員側の宣伝に終わらず虚心に声を聴くことが重要だと感じました。

また、アンケートの指摘に答えるべきものは行政と協力し、対応していく必要があると考えております。今後、コロナ感染症予防対策がどういう形で進行するのか現在は想定できませんが、いずれにしても、村内のいろいろな現況を把握しながら調査研究を継続し、村民、執行部とともに活動してまいります。以上報告を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で行財政調査特別委員長の報告を終わります。

日程第8 報告第4号

○議長（井藤 稔君） 日程第8、報告第4号専決処分の報告について、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 報告第4号、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処

分について報告を申し上げます。この改正は令和2年1月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、併せて交付の日から起算して10日を経過した日、2月13日から施行されることに伴い地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年2月12日を期日として専決処分を行ったものであります。

主な改正内容は新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更となったことにより改正するものでございます。

以上、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

ここで質問があれば質問を許します。質問はありますか。

[なし]

○議長（井藤 稔君） 質問がないようですので、質問を終わります。

日程第9 報告第5号

○議長（井藤 稔君） 日程第9、報告第5号日吉津村地方創生総合戦略についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 報告第5号、日吉津村地方創生総合戦略を定めることについて、ご報告申し上げます。

日吉津村地方創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、本村の実情に応じた、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な方向性を定めるものでございます。

第2期日吉津村地方創生総合戦略では、国の動向を踏まえ、第1期総合戦略を基本的に継続しつつ、必要な見直しを行い、本村の魅力を生かした施策をより一層、充実・強化させるとともに、SDGsの理念や関係人口の創出といった新たな視点も取り入れながら、人口、経済、地域社会の課題に一体的・継続的に取り組んでいくために戦略の策定を行いました。

第2期戦略では、住んでみたい、住み続けたいむらづくり、結婚・出産・子育てしやすいむらづくり、働きつづけられるむらづくり、魅力あふれるむらづくりの4つを基本目標に定め、施策にメリハリをつけて重点的に取り組むべき施策を戦略として事業実施を行ってまいります。

今後も、日吉津村の元気づくりや地方創生の推進に向け、村民の皆様や関係機関の方々のご協力をいただきますことを御願い申し上げまして、日吉津村地方創生総合戦略を定めることについてのご報告とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

ここで質問があれば質問を許します。質問はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この総合戦略の策定にあたって、まず1点はこの地方創生推進会議の委員、この委員会ですね。推進委員さんの委員会はこの見直しにあたって委員会を開催されていると思いますが、例えばいついつ何回開催したかということをご説明いただきたいのと、それからわたしの方も十分見ていないかも知れませんが、この目標値ですね、この戦略に対する目標値が第1次と変わった点とか、特にこの辺を目標値を修正しましたという点があればその辺を教えていただきたいと、以上2点お願いします。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、委員会の方ですが、書面改正を含め計4回、推進会議ですね。推進会議4回行っております。具体的な日には8月7日、9月29日、11月17日、後書面で2月12日から19日です。

目標値ですね、あの基本的な内容は踏襲してはおるんですけども、1期の時にKPIとか評価のかなり難しい、具体的な数値で難しい項目が多々ございました。その反省に基づいて具体的な数値で評価しやすいものを選んで、第2期の目標と掲げております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今の2つ目ですね、目標値を設定をしやすいものを入れましたという説明でしたが、この中でいうと具体的にどういったものが、要するに2期で盛り込まれたかということをご説明いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えいたします。資料の方ですね、ご覧になっていただきまして、まず、2の13ページですね、これはSNSの投稿数、これは新に出たものです。次、2の14ページ企業版ふるさと納税寄附額、これは令和2年度から開始した制度ですので新に上がっております。

続きまして2の15ページ、施策1の4で未来技術の活用3項目ありますけれども、3項目とも

新に上がっております。続きまして2の16ページ結婚支援、エントリー登録者数ということで、これも昨年度から総合相談窓口を総合政策課に設置して、結婚支援の推進を行うこととしておりますので、新に掲載しております。それと2の20ページ、施策3の1で持続的な地域経済の実現ということで、地域経済循環率として新に上げております。続きまして2の23ページ基本目標4のところ、これがアンケート結果を基にしておりますが、日吉津村が住みやすいと感じる方の割合、住み続けたい方の割合ということで2件とも新に掲載しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので質問を終わります。

日程第10 議案第2号

○議長（井藤 稔君） 日程第10、議案第2号日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第2号日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の設定について、提案理由をご説明いたします。

本村では、新型コロナウイルス感染症対策資金の融資を受けた村内事業者及び、同資金の融資に関し無利子化を行った金融機関に対し、利子を補助する制度を設けており、令和8年度まで継続することとしております。

村が金融機関等に対して補助する額のうち、鳥取県から2分の1補助されるため、村の実質的負担は12分の1となりますが、後年度における村の負担分に相当する額として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基金に積み立てておき、各年度における補助の財源として基金から繰入れるよう、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第11 議案第3号

○議長（井藤 稔君） 日程第 11、議案第 3 号日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例
についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 3 号日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例の設定について、提案理由をご説明申し上げます。

鳥取県西部広域行政管理組合における一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づき、当組合が実施する一般廃棄物処理施設の整備に係る事業に要する経費について、構成市町村ごとの負担割合にかかる経費の財源に充てるため、本条例を制定するものです。

以上、議案第 3 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 12 議案第 4 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 12、議案第 4 号日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 4 号日吉津村公共施設等建設基金条例の全部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

基金の目的を公共施設の建設だけではなく、大規模改修、長寿命化工事等の用途に使用できるよう、本条例を全部改正し、日吉津村公共施設等整備基金条例とするものでございます。

以上、議案第 4 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 13 議案第 5 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 13、議案第 5 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました、議案第 5 号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本村ではこれまで監査委員報酬を日額としておりましたが、日額の町村は県内で本村を含め 2 町村、西部町村では本村のみとなっているところでございます。監査委員の職務は年間を通じたもので、複雑化する内容や社会的な責任の重さなどから、都道府県をはじめ各自治体でも月額として改定されてきており、本村もそれに応じた改定をするもので、監査委員のうち識見委員を月額 2 万 2,200 円に、議選委員を月額 1 万 5,700 円に改定するものでございます。

以上、議案第 5 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○**議長（井藤 稔君）** 以上で提案説明を終わります。

日程第 14 議案第 6 号

○**議長（井藤 稔君）** 日程 14、議案第 6 号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○**村長（中田 達彦君）** ただいま議題となりました、議案第 6 号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

被災者生活再建支援法に基づく、国の被災者生活再建支援金の支給対象が拡大されたこと等により、鳥取県被災者住宅再建等支援条例が一部改正され、同条例による補助金の交付対象とする被災市町村が交付する被災者住宅再建等支援金の額の見直しが行われたことに伴い、本村においても同様の見直しを行うため、改正しようとするものでございます。

主な改正点としては、被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入の対象者を、国の支援金の支給対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者とすること。次に、被災者住宅再建等支援金の額を、国支援金の支給対象となる場合には、当該額から国支援金の支給対象額を控除した額、その額がゼロを下回る場合には、ゼロとするもの。次に、一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入を被災者住宅再建等支援金の交付対象とし、当該支援金の額を 30 万円とするもの。その他、用語の定義についての所要の整備及び引用条項の整理を行うものでございます。

以上、議案第 6 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります

日程第 15 議案第 7 号

○議長（井藤 稔君） 日程 15、議案第 7 号日吉津村日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 7 号日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

奨学資金貸与については、奨学基金を財源として充当せず、貸付金元利収入を財源に事業を行っており、基金の必要性が無くなってきたことから、令和元年度、令和 2 年度に基金をすべて充当し、今後は貸付金元利収入を財源に奨学資金貸与事業を継続するため、基金条例を廃止するものでございます。

以上、議案第 7 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 16 議案第 8 号

○議長（井藤 稔君） 日程 16、議案第 8 号日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 8 号日吉津村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例を廃止する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

令和 2 年 12 月議会の議決を経て、令和 3 年度より鳥取県町村総合事務組合で事務を行うための規約変更が行われたところであり、このたび本村での事務が完了することから、条例を廃止するものでございます。

以上、議案第 8 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 17 議案第 9 号

○議長（井藤 稔君） 日程 17、議案第 9 号日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金
条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 9 号日吉津村消防賞じゅつ金及び殉
職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 8 号と同様に、令和 2 年 12 月議会の議決を経て、令和 3 年度より鳥取県町村総合事務
組合で当該事務を行うための規約変更が行われたところであり、このたび本村での事務が完了す
ることから、条例を廃止するものでございます。

以上、議案第 9 号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお
願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

ここで一時休憩といたします。

午前 10 時 45 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

日程第 18 議案第 10 号 から 日程第 21 議案第 13 号

○議長（井藤 稔君） 再開いたします。

お諮りいたします。日程第 18 から日程第 21 までは補正予算ですので、一括議題としたいと思
います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって日程第 18、議案第 10 号令和 2 年度鳥
取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について、日程第 19、議案第 11 号令和 2 年度
鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について、日程第 20、
議案第 12 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）につ
いて、日程第 21、議案第 13 号令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、

以上4件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第10号から議案第13号までの補正予算について提案理由をご説明申し上げます。はじめに、議案第10号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第9回)でございますが、歳入歳出それぞれ7,692万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,488万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものからご説明申し上げます。はじめに18から19ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費に434万4,000円の減額を計上しておりますが、これは西部広域行政管理組合の消防費等の減額に伴う負担金371万2,000円の減額が主なものでございます。

同款、同項、第5目 企画費に25万3,000円の減額を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の減額に伴う報償費1,527万9,000円及び役務費1,204万7,000円の減額と、うなばら福祉事業団に対する補助金3,000万円の増額が主なものでございます。うなばら荘の経営については、新型コロナの影響によりキャンセルが相次ぎ、村の飲食店応援券、商品券の利用、またテイクアウト等の努力をしているところですが、昨年より利用者数、売り上げとも大幅に減少していることから、村からの補てんをお願いするものでございます。どうぞご理解いただき、引き続きご支援、ご指導並びにご助言を賜りますようお願い申し上げます。

次に21ページをご覧ください。第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費に1,623万5,000円の減額を計上しておりますが、これは保育所等複合施設新築工事の基本・実施設計の契約差額による委託料1,586万5,000円の減額が主なものでございます。

次に22ページをご覧ください。同款、同項、第2目 児童措置費に2,090万2,000円を計上しておりますが、これは公定価格の変更、並びに処遇改善等に伴う特定教育・保育施設負担金2,027万3,000円の増額が主なものでございます。

同款、第3項 生活保護費、第2目 生活保護扶助費に192万1,000円の減額を計上しておりますが、これは令和元年度国庫負担金返還金919万2,000円の増額及び入院患者の減少に伴う医療扶助費1,111万3,000円の減額が主なものでございます。

次に23ページをご覧ください。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費に343万7,000円の減額を計上しておりますが、これは高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種が令和3年度にずれ込むことによる、ワクチン接種委託料338万4,000円の減額が主なものでございます。

次に 25 ページをご覧ください。第 5 款 農林水産業費、第 1 項 農業費、第 3 目 農業振興費に 173 万 7,000 円を計上しておりますが、これは認定農業者から事業の追加要望があったことによるがんばる農家プラン事業補助金 139 万 1,000 円の増額及び自走式草刈り機等の購入希望が多かったことによる小規模農家農作業省力化支援事業補助金 100 万円の増額が主なものでございます。

次に 26 ページをご覧ください。第 6 款 商工費、第 1 項 商工費、第 1 目 商工振興費に 1,737 万 1,000 円の減額を計上しておりますが、これは対象要件に該当する事業者が少なかったことによる、経営継続支援給付金 1,312 万円の減額が主なものでございます。

次に 27 ページをご覧ください。第 8 款 消防費、第 1 項 消防費、第 1 目 非常備消防費に 318 万円の減額を計上しておりますが、これは消火栓用ホースや管槍等の契約差額及び新型コロナの影響に伴う事業の中止による、備品購入費の減額が主なものでございます。

次に 29 ページをご覧ください。第 9 款 教育費、第 2 項 小学校費、第 1 目 学校管理費に 462 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、これは ICT 学習支援謝礼 108 万 9,000 円の減額及び家庭学習環境整備にかかる備品の故障がなかったことによる需用費 171 万 5,000 円の減額が主なものでございます。

次に 32 ページをご覧ください。同款、第 5 項 保健体育費、第 1 目 社会体育総務費に 278 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これはオリンピック・パラリンピックの延期に伴う、聖火リレー等の減にかかる負担金、補助及び交付金 195 万円の減額が主なものでございます。

次に 33 ページをご覧ください。第 11 款 諸支出金、第 1 項 基金費、第 3 目 夢はぐくむ村づくり基金費に 2,500 万円の減額を計上しておりますが、これはふるさと納税寄附金の実績見込みによる積立金の減額であります。また、同款、同項、第 12 目 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金費に 998 万円を計上しておりますが、これは来年度以降の事業に活用するための積立金でございます。

この他、職員の育児休暇等にかかる人件費の補正が主なものでございます。

続いて、歳入について申し上げますので 12 ページをご覧ください。第 7 款 地方消費税交付金、第 1 項 地方消費税交付金、第 1 目 地方消費税交付金では 607 万 4,000 円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナの影響による地方消費税額に相当する額が減ったことによるものでございます。

次に 13 ページをご覧ください。第 14 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 1 目 民生費国庫負担金では 147 万 9,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました特定教育・保育

施設負担金の増に伴う施設型給付費負担金 417 万 3,000 円及び地域型保育給付費負担金 552 万 8,000 円の増額、また生活扶助の減に伴う生活保護費国庫負担金 832 万円の減額が主なものでございます。

同款、同項、第 2 目 衛生費国庫負担金では 338 万 3,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種が令和 3 年度にずれ込むことによる減額でございます。

同款、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 総務費国庫補助金では 1,370 万 9,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました経営継続支援給付金の減額、また、新型コロナの影響に伴うなばら福祉事業団補助金及び新型コロナ感染症対策資金利子補助基金等への財源とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,420 万 9,000 円の増額が主なものでございます。

次に 14 ページをご覧ください。第 15 款 県支出金、第 1 項 県負担金、第 1 目 民生費県負担金では 588 万 5,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました特定教育・保育施設負担金の増に伴う施設型給付費負担金 208 万 6,000 円及び地域型保育給付費負担金 276 万 4,000 円の増額が主なものでございます。

第 15 款 県支出金、第 2 項 県補助金、第 1 目 総務費県補助金では 327 万 2,000 円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナの影響により中止となった人材交流等にかかる市町村創生交付金 288 万 3,000 円の減額が主なものでございます。

次に 15 ページをご覧ください。第 17 款 寄附金、第 1 項 寄附金、第 2 目 総務寄附金では 4,950 万円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げましたふるさと納税にかかる寄附金の減額が主なものでございます。

次に 16 ページをご覧ください。第 18 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 2 目 夢はぐくむ村づくり基金繰入金では 1,776 万 6,000 円の減額を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました保育所等複合施設新築工事の基本・実施設計の契約差額の減に伴う減額でございます。

次に 17 ページをご覧ください。第 21 款 村債、第 1 項 村債、第 1 目 村債では 429 万 6,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナ感染症対応の特別減収対策にかかる減収補てん債でございます。

なお、第 18 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金 1,080 万円の減額で調整するものでございます。

次に、議案第 11 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第3回)でございますが、歳入歳出それぞれ74万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,359万円とするものでございます。

歳出の主なものを説明申し上げますので、5ページをご覧ください。第3款 保健事業費、第1項 保健事業費、第2目 疾病予防費に260万円の減額を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスの影響により人間ドックの受診者が減となったために、委託料を減額するものでございます。

第5款 積立金、第1項 基金積立金、第1目 運営基金積立金178万5,000円を計上しておりますが、これは国保運営基金への積立金でございます。

続いて、歳入についてですが、4ページをご覧ください。第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税、第1目 一般被保険者国民健康保険税に163万5,000円を計上しておりますが、これは実績見込みによる増額でございます。第6款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金に237万6,000円の減額を計上しておりますが、これは歳出に合わせその他繰入金で調整するものでございます。

次に、議案第12号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)でございますが、歳入歳出それぞれ235万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,405万3,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。これは、後期高齢者医療保険料の減額に伴う、後期高齢者医療広域連合への納付金の減額でございます。

次に、議案第13号令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第4回)でございますが、予算書の1ページをご覧ください。第2条において、収益的収入及び支出の補正に関して規定しておりますが、下水道事業収益について、既決予定額1億6,230万4,000円に17万円を増額し1億6,247万4,000円とするものでございます。これは、下水道事業費用のうちの汚泥処理施設費の増額に伴う他町からの負担金の増を見込んだものでございます。

次に、下水道事業費用について、既決予定額の1億5,774万7,000円から147万円を減額し、1億5,627万7,000円とするものでございます。これは、営業費用の不用見込額の減が主な要因となっております。

2ページは補正予算の実施計画、3ページは補正予算を反映した予定キャッシュ・フロー計算書、4ページには期首数値の訂正に伴う年度当初時点における予定開始貸借対照表、5ページは補正予算を反映した年度末時点における予定貸借対照表となっており、それぞれの時点での資産、負債及び資本の状況を表したものです。

6 ページにつきましては、2 ページに記載しております補正予算の実施計画について、具体的内容を記載した明細書となっております。

以上、議案第 10 号から議案第 13 号までの提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 22 議案第 14 号 から 日程第 25 議案第 17 号

○議長（井藤 稔君） お諮りいたします。日程第 22 から日程第 25 までは、新年度予算ですので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 22、議案第 14 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 23、議案第 15 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 24、議案第 16 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 25、議案第 17 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第 14 号から議案第 17 号まで、当初予算 4 議案について提案理由を申し上げますが、特に新規事業など主要事業にかかるものとさせていただきます。

はじめに、議案第 14 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてでございます。予算書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ 38 億 87 万 4,000 円と定めております。前年度と比較しますと 13 億 5,568 万 7,000 円の増で、約 55 パーセントの増となっております。

また、村税につきましては、8 億 8,215 万 6,000 円で前年度と比較し、1,038 万 4,000 円の減、率で申し上げますと約 1.2 パーセントの減となっており、昨年度並みとなっております。

次に歳入について主なものを説明申し上げます。10 ページをご覧ください。第 1 款 村税、第 1 項 村民税では、個人所得、法人所得とも新型コロナの影響による減額を見込んでいるため、1,642 万 1,000 円を減額し、2 億 2,060 万 1,000 円を計上しております。

同款、第 2 項 固定資産税につきましては、新規事業者の増などにより償却資産の増を見込み 440 万 9,000 円を増額し、6 億 2,343 万 5,000 円を計上しております。

次に 12 ページから 13 ページをご覧ください。第 10 款 地方交付税については、普通交付税を前年度実績から減額を見込むものの、会計年度任用職員にかかる影響額の増額分などを見込み、1,876 万 8,000 円を増額し、4 億 9,126 万 8,000 円を計上しております。

次に 15 ページから 16 ページをご覧ください。第 14 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金では、障害者自立支援給付費等国庫負担金や地域型保育給付費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金など 2,415 万 4,000 円を増額し、1 億 8,847 万 3,000 円を計上しております。

同款、第 2 項 国庫補助金では、新たな新型コロナ対策事業にかかる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、村道役場線交差点改良に伴う社会資本整備総合交付金など 5,691 万 8,000 円を増額し、8,762 万 8,000 円を計上しております。

次に 17 ページから 19 ページをご覧ください。第 15 款 県支出金、第 1 項 県負担金では、国庫負担金と同様に障害者自立支援給付費等国庫負担金や地域型保育給付費負担金など 543 万 3,000 円を増額し、7,429 万 3,000 円を計上しております。

次に 21 ページから 22 ページをご覧ください。第 17 款 寄附金は、ふるさと納税寄附金 3,150 万円を増額し、1 億 2,153 万 1,000 円を計上しております。

第 18 款 繰入金は、複合型子育て拠点施設整備事業などにかかる夢はぐくむ村づくり基金繰入金、公共施設等建設基金繰入金など 9,738 万 7,000 円を増額し、3 億 4,435 万 4,000 円を計上しております。

次に 24 ページから 25 ページをご覧ください。第 21 款 村債は、複合型子育て拠点施設整備事業にかかる保育所施設整備事業債 3 億 1,440 万円、公共施設等適正管理推進事業債 7 億 7,900 万円など 11 億 1,110 万円を増額し、12 億 2,830 万円を計上させていただいております。

次に歳出について主なものをご説明申し上げます。はじめに、第 2 款 総務費についてご説明申し上げます。27 ページから 30 ページをご覧ください。第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費の総額は、4,697 万 3,000 円を増額し、3 億 2,998 万 3,000 円としております。これは、各費目に計上していた電算処理業務委託料を一括するとともに、情報セキュリティ強靱化事業更新業務委託料などの増額が主な要因でございます。

32 ページから 34 ページをご覧ください。同項、第 5 目 企画費の総額は 3,245 万円を増額し、1

億 2,122 万 9,000 円としております。これは、ふるさと納税寄附金の増額に伴う報償費、役務費、委託料などの増額、並びに新たに結婚・子育て世帯応援支援金の増額などが主な要因でございます。

次に、第 3 款 民生費について説明申し上げます。43 ページから 45 ページをご覧ください。第 2 項 児童福祉費、第 1 目 児童福祉総務費の総額は、11 億 9,072 万 8,000 円を増額し、12 億 9,147 万 9,000 円としております。これは、複合型子育て拠点施設整備にかかる、工事管理業務委託料 1,210 万円、工事請負費 12 億 5,213 万 3,000 円などの増額が主な要因でございます。

次に、第 4 款 衛生費について説明申し上げます。50 ページから 52 ページをご覧ください。第 1 項 保健衛生費、第 2 目 予防費の総額は、2,473 万 2,000 円を増額し、5,093 万 1,000 円としております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる給与等の人件費 722 万 5,000 円、及びワクチン接種委託料 1,242 万 7,000 円などの増額が主な要因でございます。

次に、第 6 款 商工費についてご説明申し上げます。61 ページをご覧ください。第 1 項 商工費、第 1 目 商工振興費の総額は、2,590 万 5,000 円を増額し、3,279 万 3,000 円としております。これは、新規事業の新型コロナウイルス感染症対応利子補助金 300 万円、新型コロナ経済対策宿泊等応援助成事業負担金 1,410 万円、継続事業の新型コロナ経済対策商品券負担金 803 万 3,000 円などの増額が主な要因でございます。

次に、第 7 款 土木費について説明申し上げます。63 ページをご覧ください。第 2 項 道路橋梁費、第 2 目 道路新設改良費の総額は、3,401 万 4,000 円を増額し、4,582 万 3,000 円としております。これは、村道交差点改良工事にかかる工事請負費 4,100 万円の増額が主な要因でございます。

続いて、議案第 15 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について提案理由をご説明申し上げます。予算書の 4 ページと 5 ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ 3 億 7,092 万 3,000 円と定めております。前年度と比較しますと 264 万 4,000 円、約 0.7 パーセントの減となっております。

はじめに、歳入について 7 ページをご覧ください。第 6 款 繰入金の総額は、268 万 8,000 円を減額し、2,056 万 6,000 円としております。これは歳出の減額に伴うその他一般会計からの繰入金の減額が主なものでございます。

次に、歳出について 10 ページをご覧ください。第 2 款 保険給付費、第 1 項 療養諸費、第 1 目 一般被保険者療養給付費は、105 万 6,000 円を増額し、2 億 2,835 万 6,000 円としております。これは入院等の増による給付費の増額が主な要因でございます。

次に、12 ページをご覧ください。第 5 款 国民健康保険事業納付金、第 1 項 医療給付費分、第 1 目 一般被保険者医療給付費分は、233 万 2,000 円を減額し、6,157 万 9,000 円としております。これは、県全体の医療費を減額見込みとしたことに伴う減額が主な要因でございます。

次に、議案第 16 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。予算書の 4 ページをご覧ください。歳入歳出それぞれ 4,395 万 4,000 円と定めております。前年度と比較しますと 216 万 8,000 円の減、約 4.7 パーセントの減となっております。

はじめに、歳入について 5 ページをご覧ください。第 1 款 後期高齢者医療保険料の総額は、247 万 5,000 円を減額し、3,707 万 7,000 円としております。これは被保険者数の減などによる保険料の減額が主な要因でございます。

次に、歳出ですが 7 ページをご覧ください。第 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金の総額は、226 万 9,000 円を減額し、4,291 万 2,000 円としております。これは保険料の減額が主な要因でございます。

次に、議案第 17 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算について提案理由をご説明申し上げます。

本村の公共下水道事業につきましては、ご承知のように、令和 2 年 4 月 1 日から、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計により運営しております。

予算書の 1 ページから 6 ページにかけては、本予算執行にあたっての基本的事項や収益的収支及び資本的収支の予定額を記載しております。

まず、1 ページをご覧くださいますと、第 3 条において、収益的収入及び支出の予定額を定めておりますが、まず、収入につきましては 1 億 5,552 万 5,000 円で、前年度に比べ 1,509 万 4,000 円の減額となっております。これは、一般会計負担金と長期前受金戻入の減が主な要因となっております。

また、支出は 1 億 4,433 万 6,000 円で、前年度に比べ 2,171 万円の減額となっておりますが、これは、減価償却費の減が主な要因となっております。2 ページをご覧くださいますと、第 4 条において、資本的収入及び支出の予定額を規定しておりますが、収入は 275 万 6,000 円、支出は 4,421 万 3,000 円で、前年度に比べ、収入は 1 万 4,000 円、支出は 201 万円の増額となっております。支出の増額については、企業債償還金の増が主な要因となっております。

7 ページにつきましては、公営企業会計において作成が必要とされる財務諸表の一つである予

定キャッシュ・フロー計算書となっております、令和 3 年度の資金収支の状況を表しております。

8 ページから 12 ページにつきましては、下水道事業会計で支弁する職員給与等の明細について記載したものでございます。

13 ページにつきましては、令和 2 年度の予定損益計算書となっております、令和 2 年度における損益の状況を表しております。

14 ページから 15 ページにつきましては、予定貸借対照表となっております、14 ページは令和 2 年度、15 ページは令和 3 年度の予定貸借対照表で、それぞれの年度末時点における資産、負債及び資本の状況を表しております。

16 ページから 17 ページにかけては、固定資産の減価償却の方法や引当金の計上基準等、重要な会計方針に係る事項などを注記という形で記載しております。

18 ページから 22 ページにつきましては、4 ページから 6 ページにかけて記載しております予算の実施計画について、具体的内容を記載した明細書となっております。

以上、簡単ではありますが、議案第 14 号から議案 17 号の説明とさせていただきますが、補足については総務課長から説明させます。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） それでは、議案第 14 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算の比較の大きなものについて若干補足説明をさせていただきますと思います。

はじめに、歳入の主なものをご説明します。13 ページをご覧ください。第 12 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金では、幼児教育・保育無償化に伴う保育利用者負担金の減額はあったものの、保育所の施設型給付費等の増に伴う保育料負担金の増額など、444 万 5,000 円を増額し、1 億 652 万 5,000 円を計上しております。

次に 17 ページから 20 ページをご覧ください。第 15 款 県支出金、第 2 項 県補助金では、事業規模の増に伴うがんばる農家プラン事業補助金など、1,818 万 5,000 円を増額し、7,743 万 8,000 円を計上しています。

次に同款、第 3 項 委託金では、衆議院議員総選挙に伴う選挙費委託金の増額など、312 万 7,000 円を増額し、1,145 万 9,000 円を計上しております。

次に歳出について御説明申し上げます。はじめに、36 ページをご覧ください。第 2 款 総務費、第 2 項 徴税費、第 2 目 賦課徴収費の総額は、1,341 万 7,000 円を減額し、715 万 2,000 円を計上しております。これは電算処理業務委託料が総合政策課に一括されたこと、また評価替えに向

けた路線価付設及び土地評価鑑定業務の完了による委託料の減額が主な要因であります。

次に 37 ページから 38 ページをご覧ください。同款、第 3 項 戸籍住民基本台帳費、第 1 目 戸籍住民基本台帳費の総額は、1,565 万 6,000 円を減額し、627 万 6,000 円を計上しております。これは賦課徴収費と同様に電算処理業務委託料の減額が主な要因であります。

また、同款、第 4 項 選挙費、第 2 目 衆議院議員総選挙費の総額は、497 万 9,000 円を計上しております。これは令和 3 年度に予定されている衆議院議員総選挙の増額でございます。

次に 39 ページから 42 ページをご覧ください。第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費の総額は、420 万 3,000 円を増額し、2 億 3,504 万 6,000 円としております。これは、利用者の増に伴う障害者自立支援給付費の増額が主な要因であります。

次に 45 ページをご覧ください。同款、第 2 項 児童福祉費、第 2 目 児童措置費の総額は、1,915 万 9,000 円を増額し、2 億 4,608 万 3,000 円としております。これは、特定教育・保育施設負担金の実績見込みに伴う増額が主な要因であります。

続きまして 57 ページから 58 ページをご覧ください。第 5 款 農林水産業費、第 1 項 農業費、第 3 目 農業振興費の総額は、1,914 万 3,000 円を増額し、3,818 万 8,000 円を計上しております。これは事業規模の増に伴うがんばる農家プラン事業補助金の増額が主な要因であります。

次に 65 ページをご覧ください。第 7 款 土木費、第 3 項 都市計画費、第 3 目 公共下水道費の総額は、643 万 8,000 円を減額し、4,555 万 6,000 円を計上しております。これは地方公営企業法の財務規定等の適用を受ける下水道事業会計への繰出金の減額が主な要因であります。

次に 66 ページから 68 ページをご覧ください。第 8 款 消防費、第 1 項 消防費、第 2 目 災害対策費の総額は、486 万 6,000 円を増額し、1,396 万 4,000 円を計上しております。これは本村が鳥取県より津波災害警戒区域の指定を受けたことによる、津波ハザードマップ作成にかかる委託料の増額が主な要因であります。

次に 70 ページから 73 ページをご覧ください。第 9 款 教育費、第 2 項 小学校費、第 1 目 学校管理費の総額は、1,567 万 1,000 円を増額し、8,144 万 2,000 円としております。これは、小学校の RC 棟内部モルタル部改修工事などの施設修繕料 1,190 万 8,000 円の増額が主な要因であります。

次に 74 ページから 75 ページをご覧ください。同款、同項、第 3 目 保健体育費の総額は、2,413 万 3,000 円を減額し、1,489 万 6,000 円としております。これは、小学校給食室の空調・調理器具整備工事の完了に伴う減額が主な要因であります。

次に 79 ページから 80 ページをご覧ください。同款、第 4 項 社会教育費、第 3 目 資料館費の総額は、550 万 4,000 円を増額し、595 万 2,000 円としております。これは、民俗資料館資料移転手数料や収納棚備品購入などの増額が主な要因であります。

次に 82 ページから 83 ページをご覧ください。第 10 款 公債費、第 1 項 公債費の総額は、1,083 万 4,000 円を増額し、2 億 6,019 万 4,000 円としております。これは、新たに償還が始まる道路事業債や臨時財政対策債の増額が主な要因でございます。

第 11 款 諸支出金、第 1 項 基金費の総額は、1,999 万 8,000 円を減額し、7,457 万 7,000 円としております。これは、一般廃棄物処理施設整備費積立基金 1,000 万円の増額はあるものの、夢はぐくむ村づくり基金 3,000 万円の減額に伴う積立金の減額が主な要因であります。

この他、一般職員及び会計年度任用職員に係る給与や報酬等の増額を見込んでおります。

なお、議案第 15 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第 16 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 17 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算については、村長からの説明の通りでございますので、省略させていただきます。

以上、主な部分のみではありますが、議案第 14 号から議案第 17 号の説明とさせていただきます。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で議案第 14 号から議案第 17 号までの提案説明を終わります。

日程第 26 議案第 18 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 26、議案第 18 号日吉津村総合計画を定めることについてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 18 号日吉津村総合計画を定めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

総合計画は、日吉津村議会の議決すべき事件に関する条例第 3 条の規定並びに日吉津村自治基本条例第 18 条の規定に基づき、令和 12 年度までの中長期展望に立って、村行政の総括的かつ基本的な指標とするもので、村づくりを総合的かつ計画的に進めるために、各分野の計画や施策の基本となるものでございます。

現計画の第 6 次日吉津村総合計画が、今年度を最終年度としており、第 7 次日吉津村総合計画

の策定に向け、昨年度より検討を行ってきたところでございます。

昨年1月末には18歳以上の村民600名と中学・高校生50名の計650名を対象としたアンケート調査を実施し、幅広い年齢層からのご意見をいただきました。

第6次総合計画の振り返りを行うと同時に、社会情勢の変化や他自治体の総合計画の最近の傾向といった内容についての情報も得ながら、検討を重ね、各自治会からご推薦いただいた委員からなる村づくり委員会、村づくり講座として開催した村民の皆様向けの説明会、総合計画審議会、パブリックコメントを実施し、いただいたご意見をできる限り反映させ、第7次総合計画（素案）を作成し、1月29日に日吉津村総合振興計画審議会へ諮問しました。

その後、2月19日に審議会より村へ答申をいただき、それを踏まえ、第7次の日吉津村総合計画として、本日ご提案をさせていただいたものでございます。

内容についてご説明いたしますと、わたしたちの暮らしを取り巻く環境や社会経済情勢は大きく変化しております。平成23年、2011年に発生した東日本大震災は、それまでの想定を超える甚大な被害により、日本はもとより世界中に大きな衝撃を与えました。近年は記録的な猛暑やゲリラ豪雨など激甚化した自然災害が各地で発生しており、人々の自然災害に対する意識は大きく変化し、高まってきております。このような状況の中、さまざまな危機に対応できる安心・安全な村づくりが求められています。

また、人口減少と少子高齢化が同時に進行し、地域コミュニティや産業の担い手育成、社会を支える仕組みなどを検討していくことも必要になってきております。併せて、地球温暖化、新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴うコミュニティの希薄化への懸念、デジタル社会の本格的な到来など、これまで経験したことのない状況に直面しております。

こうした状況の変化を踏まえ、これまでの第6次計画を整理し、展開させた新たな体系での計画を策定いたしました。これにともない、すべての分野に共通する村づくりの基本的な考え方として3つの基本理念を設け、新たな目標をめざすむらの姿、将来像とし、計画を策定いたしましたのでございます。

3つの基本理念は、健康、協働、挑戦の三つとしております。一つ目は、住み慣れたこの地で誰もが健康で心豊かに暮らし続けられる地域社会の実現をめざし、これまでの総合計画でも取り組んできた、子どもから大人まで生き生きと心身ともに健康に暮らし、活力ある村づくりを推進したいという思いから健康としております。

二つ目は、たとえ生活様式や意識の多様化が進む状況であっても、自分たちの村は、自分たち

でより良くするという自主・自立の考えのもと、村民、行政など多様な主体がそれぞれの責任と役割を果たし、暮らしやすい村が成り立っていることを認識し、互いに思いやり、支え合いながらみなが協力しあうという思いからの協働。

そして三つ目は、現在の暮らしやすい村は、先人たちが進取の気象、常に進んで新しいことに挑戦していく村民性をあらわす言葉、自治基本条例にも書いてございますけれども、この進取の気象を発揮し、村づくりに励まれた結果であることを忘れず、変化する社会情勢に対応し、未来に向けて暮らしやすい、住みやすい、誰もが誇れる村を目指して、新たなことにも取り組んでいくという思いからの挑戦といたしました。

健康、協働、挑戦といったこれら三つをこれからの村づくりのすべての分野に共通する基本的な考え方である基本理念とするとともに、村民と行政がそれぞれの役割や特徴を活かしながら、協働して村づくりを実践していくために、計画のめざすむらの姿、将来像を「みんなで創る元気な村 住み続けたい日吉津村」としております。

また、世界では2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みがなされています。我が国においては、政府にSDGs推進本部が設置され、平成29年12月に閣議決定され、まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版においてSDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要とされており、本村の村づくりの指標ともいえる総合計画に示す本村のめざす村の姿や各施策の方向性は、そのスケールは違うものの、SDGsの理念と重なるものと考えておりますので、総合計画を推進し、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現に向けて、一体的な推進を図りたいと考えております。

計画には、令和12年度までの10年間を目標とした基本構想を定め、村づくりの基本理念及びめざす村の姿を明らかにし、これらの実現に向け、主たる分野ごとに今後めざす方向性を村づくりの政策として掲げ、政策体系として整理をいたしました。

また、その前半の5年間における基本計画について、各基本事業のめざす姿からみた現状の成果と課題、今後の方向性を示し、基本構想を達成するための手段を示しました。

今後は、これまでにいただいた村民の皆さんからのご意見や、村づくり委員会、村づくり講座での説明会、パブリックコメント、そして審議会でのご意見をもとに、個別の具体的事業などを定める実施計画の策定に取り組む予定としております。

新型コロナの感染拡大という、私たちがこれまで経験したことのない状況の中での策定作業と

なりましたが、このような状況下でも多くの村民の皆様に参加をいただき、本日の提案に至ったことは、本当に大きな力となりました。今後は、この総合計画に沿って施策を進めて行くこととなりますが、是非とも多くの村民の皆様へ、引き続き、ご協力、参加をいただき、村民が主役の参加と協働の村づくりを進めていく所存でございます。

計画策定にご意見をいただいた村民の皆様、村づくり委員会、審議会委員の皆様にあらためてお礼を申し上げ、第7次日吉津村総合計画の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります。

日程第27 議案第19号

○議長（井藤 稔君） 日程第27、議案第19号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第19号日吉津村教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

日吉津村教育委員会委員澤田 裕二氏が、令和3年3月31日をもって任期満了されることに伴い、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間、再任したく本議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第19号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明を終わります

○議長（井藤 稔君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。なお、明日は当議場におきまして一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

午前11時55分 散会
